

大阪広域水道企業団告示第5号

平成24年大阪広域水道企業団告示第2号（大阪広域水道企業団が発注する建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月31日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 入札に参加する者に必要な資格 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)から(6)までの資格要件を満たすものとする。 (1) 建設工事の請負契約の入札に参加する者は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。また、経常建設共同企業体として建設工事の請負契約の入札に参加する者は、大阪府経常建設共同企業体資格者名簿に登録されているものであること。 なお、平成11年大阪府告示第781号（地方自治法施行令に基づく工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格）に規定する別表1 工事種別の欄に掲げる工事の種別の入札に参加する場合は、同告示に規定する資格を併せて有するものであること。<u>ただし、企業長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (2)～(6)（略） 2・3 （略） 4 問い合わせ先 大阪市中心区谷町二丁目3番12号 （TEL（06）6944—6047） 大阪広域水道企業団事業管理部契約検査課	1 入札に参加する者に必要な資格 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)から(6)までの資格要件を満たすものとする。 (1) 建設工事の請負契約の入札に参加する者は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。また、経常建設共同企業体として建設工事の請負契約の入札に参加する者は、大阪府経常建設共同企業体資格者名簿に登録されているものであること。なお、平成11年大阪府告示第781号（地方自治法施行令に基づく工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格）に規定する別表1 工事種別の欄に掲げる工事の種別の入札に参加する場合は、同告示に規定する資格を併せて有するものであること。 (2)～(6)（略） 2・3 （略） 4 問い合わせ先 大阪市中心区谷町二丁目3番12号 （TEL（06）6944—6865） 大阪広域水道企業団事業管理部契約検査課